

ページ	新	旧
154	<p>(4) 多額ののれんや借入金が生計上されている場合について  Q4： 事業及び企業の買収等により、多額ののれんや借入金が生計上されている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。  A4： 多額ののれんが生計上されているケースについては、上場後その一部もしくは全部を減損した場合、利益が著しく減少したり、のれんの額が純資産を超過している場合は債務超過に陥るなど、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、例えば事業計画の合理性や減損テストの状況などについて確認を行い、総合的に判断することとなります。</p> <p><u>また、多額の借入金が生計上されているケースについては、上場後返済が滞ったり、財務制限条項に抵触するなどして一括返済を求められた場合、資金繰り状況によっては債務を返済することができなくなるなど、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、例えば以下のような点について確認を行い、総合的に判断することとなります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・借入金に係る担保制限条項や財務制限条項の有無、有る場合はその内容や当該条項への抵触可能性はどの程度であるか。</u></li> <li><u>・借入金の返済は適切に行われているか、また上場後も適切に行われる見込みがあるか（※）</u></li> </ul> <p><u>（※）例えば、ビジネスモデルや業界動向、キャッシュ・フローの状況等に照らして借入金額、当該借入金額に係る返済額や返済スケジュールはそれぞれ合理的に設定されているか、設定された返済スケジュールに基づいた返済が安定的に行われているか等について、確認を行います。</u></p> <p><u>貸付者との間で締結される金銭消費貸借契約等において、例えば重要な定款の変更や有価証券の発行について貸付者による事前承認等を必要とするなど、上場会社としての経営の自由度を著しく制約する内容の条項が定められている場合は、当該契約等につい</u></p>	<p>(4) 多額ののれんや借入金が生計上されている場合について  Q4： 事業及び企業の買収等により、多額ののれんが生計上されている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。  A4： 多額ののれんが生計上されているケースについては、上場後その一部もしくは全部を減損した場合、利益が著しく減少したり、のれんの額が純資産を超過している場合は債務超過に陥るなど、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、例えば事業計画の合理性や減損テストの状況などについて確認を行い、総合的に判断することとなります。</p> <p>なお、これらの内容については、「Iの部」の「事業等のリスク」などに適切に記載していただくことが必要になります。</p>

ページ	新	旧
	<p><u>て変更や解消が必要となります。</u>  <u>なお、これらの内容については、「Iの部」の「事業等のリスク」などに適切に記載していただくことが必要となります。</u></p>	
155	<p><u>削除（Q4と統合）</u></p>	<p>Q5（本文省略）  A5（本文省略）</p>
174	<p><u>Q49：LBO（Leveraged Buy-Out）を行った結果多額ののれんと借入金</u>  <u>が計上されている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。</u>  <u>A49：LBO自体は企業買収に用いられる手法の1つであり、LBOそのものが問題視されるものではありません。しかし、LBOによって申請会社に生じる多額ののれんや借入金は、財務リスクを高めることから、上場後の株主にとって必ずしも望ましいものとはいえません。仮に、申請会社がLBOを行った後に、財務リスクの低減や相応の企業価値向上などの実績が見出せない場合は、LBOに関与した当事者が自己の利益を優先しただけであるとの評価につながり、企業経営の健全性の観点から問題となります。</u>  <u>このような考え方から、LBOを行った結果、申請会社に多額ののれんと借入金</u>  <u>が計上されている場合、LBO後の事業の進捗及び企業価値向上の取り組みの実績を踏まえ、のれん及び借入金によって生じる財務リスクが相応に低減されている状況にあるかを確認</u>  <u>します。特にJASDAQ市場に上場する利益水準が小さく事業基盤が不安定な企業については、借入金及びキャッシュ・フローの計画について、より慎重に確認</u>  <u>します。</u>  <u>このほか、LBOに関与した株主が新規上場時に多くの株式を売り出す場合は、リスク</u>  <u>テイクの考え方を確認</u>  <u>します。</u>  <u>その上で、これらの確認内容を踏まえて、総合的に審査の判断を行います。</u>  <u>その他、上場後の財務リスクの低減や企業価値向上に向けた考え方について、「Iの部」などに適切に記載していただくことが必要</u></p>	<p>（新設）</p>

ページ	新	旧
	<p><u>になります。</u>  <u>また、LBO に関与した株主が上場後も経営者として申請会社に関与する場合は、十分な牽制が期待できる独立社外取締役を選任するとともに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置するなど、申請会社の状況に即した一定のガバナンス体制の強化が図られているかを確認します。</u></p>	

以 上